

(効力発生)

第1条 本使用細則は、規約発効の日から施行する。

(使用細則第 11 条関係)

様式(1)

区分所有者変更届：(兼) 組合加入届

平成 年 月 日

グランシエロ志木アールコート管理組合理事長 殿

この度、グランシエロ志木アールコート 号室の、区分所有者の変更を下記の通り行いましたので、「管理規約」の規定に基づきお届けいたします。

記

マンション名	グランシエロ志木アールコート		部屋番号	号室
変更年月日	平成 年 月 日			
変更理由	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. その他 ()			
* 新区分所有者へ譲渡したことをお届けします。				
旧区分所有者	フリガナ	(組合員)	(共有者)	
	氏 名	印		印
	転居後の 連絡先	住 所 電 話	〒 TEL ()	
	駐車場使用 の有無	1. 有 (区画 No.) 2. 無		
* 管理規約等の権利義務を承継したことをお届けします。				
新区分所有者	フリガナ	(組合員)	(共有者)	
	氏 名	印		印
	住 所 電話番号	〒 TEL ()		
	管理費 支払開始月	平成 年 月分から		
	所有後の 利用予定	1. 住居 2. 賃貸 3. その他 ()		
	入居予定日	平成 年 月 日		

<重要ですので必ずお読み下さい>

1. この届は、旧所有者からご提出下さい。
2. この届は、管理費等の口座振替手続上、速やかにご提出下さい。(管理費等は口座振替により前月払となっています。口座振替の手続き上、初回管理費等を引落とし不可能な場合は、翌月に2ヶ月分を引落させて頂きます。)
3. マンションの規約等は必ずお引継ぎ下さい。規約等のお引継ぎがない場合でも、諸規約は新区分所有者に適用されます。
4. 管理費等滞納金の有無は、必ず管理会社にご確認下さい。滞納金がある場合は、新区分所有者が引継ぎ、負担することになります。(区分所有法第8条)
5. 新区分所有者の方で、所有後にお部屋を賃貸される場合は、「第三者使用(賃貸)に関する届出」をご提出下さい。

(使用細則第 11 条関係)

様式(2)

長 期 不 在 届

平成 年 月 日

グランシエロ志木アールコート 管理組合理事長 殿

グランシエロ志木アールコート 号室

区分所有者 ㊞

今般、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで、不在にします
のでお届け致します。

滞在先 : 〒

電話番号 : ()

* 緊急時の連絡先

住 所 : 〒

氏 名 : (届出者との関係)

電話番号 : ()

(使用細則第 11 条関係)

様式(3)

第三者使用(賃貸借)に関する届出:(兼)誓約書

(記入日) 年 月 日

グランシエロ志木アールコート管理組合理事長 殿

この度、私が区分所有するグランシエロ志木アールコートの専有部分を下記の通り第三者に使用させることになりましたので、「管理規約」の規定に基づきお届け致します。

記

部 屋 番 号	号室
使 用 者 氏 名	
使用者の入居(予定)日	年 月 日
使用者の区分所有者との関係	賃借人 親子 兄弟姉妹 その他の親族 使用人 その他 ()

また、私は、第三者に使用させるにあたり、次の事項を遵守することを誓約いたします。

1. 使用者(賃借人)に対し、本マンション管理規約・使用細則、その他諸規則を、私の責任において遵守させます。
2. 使用者(賃借人)が、諸規則に違反又は第三者に迷惑・損害等を与えた場合は、私の責任において処理解決いたします。
3. 管理費、その他共用部分に関する費用の支払については、使用者(賃借人)との契約に拘らず、支払義務が私にあることを認めます。
4. 本マンション管理規約第 12 条に反した用途に使用していることが判明した場合は、私の責任において退去させます。

年 月 日 氏名 _____ 印
住所 _____
TEL () _____

使 用 者 誓 約 書

年 月 日より、 _____ 号室に入居致しますのでお届け致します。

また、入居にあたっては、私及び同居人は、本マンションの管理規約・使用細則、その他諸規則を遵守し、他の方々に迷惑をかけないことを誓約致します。

なお、本マンション管理規約第 12 条に反した用途に使用していることを管理組合から指摘された場合は、速やかに退去いたします。

年 月 日 _____ 号室
使用者(賃借人)氏名 _____ 印
TEL () _____

様式(4)

平成 年 月 日

グランシエロ志木アールコート 管理組合理事長 殿

グランシェロ志木アールコート 号室

使用者氏名 _____

平成 年 月 日付をもって退居致しますので、お届致します。

轉居先：下

電話番号：_____（_____）_____

(使用細則第 11 条関係)

様式(5)

住 所 変 更 (外部居住) 届

平成 年 月 日

グランシエロ志木アールコート

管理組合理事長 殿

グランシエロ志木アールコート 号室

区分所有者 ㊞

この度都合により、平成 年 月 日より、住所を下記に変更しますのでお届け致します。

記

変 更 後 の 住 所	
住 所	〒
電話番号	()

<資料送付等上記以外を希望される場合・緊急の場合の連絡先>

住 所：〒

電話番号：()

変更後のお部屋の使用方法

1. 自己使用
2. 第三者使用 (賃貸等)
3. その他使用 ()

<ご注意>

*上記変更後の使用方法で、2. 第三者使用 (賃貸等) の場合は、別途「第三者使用 (賃貸借) に関する届出：(兼) 誓約書」のご提出が必要となります。

以上

入 居 届

グランシエロ志木アールコート管理組合理事長 殿

規約及び使用細則の規定に基づき、下記のとおり届け出いたします。

平成 年 月 日

(届出者) _____ 印

記

号室	お名前	フリガナ	
		(世帯主)	
生年月日	M・T・S・H 年 月 日生		
ご入居区分	区分所有者・区分所有者の親族・賃借人・その他 ()		
ご入居年月日	年 月 日		
勤務先	TEL ()		
連絡先	固定電話 :		
	携帯電話 :		
	F A X :		
	E - M a i l : @		
緊急連絡先 ※勤務先をご記入の場合、氏名欄に勤務先名を、続柄欄にどなたの勤務先かをご記入ください。	第1	氏名 続柄 ()	
		住所	
		電話番号 ()	
	第2	氏名 続柄 ()	
		住所	
		電話番号 ()	
同居者			
続柄	氏 名	生年月日	(※任意)緊急時連絡先・勤務先等
		M・T・S・H	
		M・T・S・H	
		M・T・S・H	
		M・T・S・H	
		M・T・S・H	
		M・T・S・H	

※入居届は、民泊を含む不正利用（不特定又は多数の者の宿泊又は居住）をしていないことの確認資料となります。管理事務室で保管します。

住宅等の模様替え及び修繕に関する細則

(目的)

第1条 グランシエロ志木アールコート管理組合は、住宅等の模様替え及び修繕等に関し組合員及び占有者（以下「組合員等」という。）が守るべき事項についてグランシエロ志木アールコート管理規約の規定に基づき、次の通り住宅等の模様替え及び修繕に関する細則（以下「本細則」という。）を定める。

(禁止事項)

第2条 組合員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 住宅等の増築（出窓の新規を含む。）
- (2) バルコニーの改築。
- (3) 建物の主要構造部（建築構造上不可欠な壁、柱、床、はり、屋根、階段、バルコニー及び庇をいう。）に影響を及ぼす穿孔、切欠等の行為。

(承認事項)

第3条 組合員等が次の各号に掲げる工事を実施する場合には、あらかじめ、理事長に届出て書面による承認を得なければならない。

- (1) 専有部分の修繕、模様替え又は、建物に定着する物件の取付け若しくは取替え。（床のフローリング、ユニットバスの設置、主要構造部分に直接取付けるエアコンの設置、配管、配線の枝管、枝線の取付け・取替え、間取りの変更等）
- (2) 住宅の玄関への補助鍵の取付。
- (3) 住宅の専用使用部分である窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部分に係る防犯、防音又は断熱等の性能の向上等につき、計画修繕を管理組合が実施するものとするが工事を速やかに実施しない場合に区分所有者の責任と負担において実施する場合。
- (4) アンテナ、その他近隣に影響を及ぼす恐れのある物の設置。

(手続及び承認)

第4条 組合員等は、前条各号に掲げる工事を実施する場合には、原則としてその工事の実施3週間前までに次の各号に掲げる書類を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 理由書 1通
- (2) 設計図 1通
- (3) 仕様書 1通

(4) 工程表 1通

(注意事項と弁償)

第5条 組合員等は、第3条各号に掲げる工事の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守し、かつ、事故があったときは、責任をもって復旧し、または弁償するものとする。

(1) 材料又は残材の運搬等により、建物等を毀損し、または汚損しないこと。

(2) 敷地に材料又は残材を放置しないこと。

(3) その他、工事が他の組合員に迷惑をかけないようにすること。

(違反に対する措置)

第6条 理事長は、組合員等が次の各号に掲げる事項に該当する場合には、理事会の決議に基づき、その組合員等に対して警告を行ない、又は中止させ、若しくは原状回復を求めることができる。

(1) 第2条に規定する禁止事項に違反したとき。

(2) 第4条に規定する手続きを経ずして無断で工事等を実施したとき。

(3) その他の工事等が本細則の定めに抵触したとき。

2. 前項の措置に伴う原状回復等に要する費用は、すべてその組合員等が負担しなければならない。

(調査)

第7条 理事会は、本細則の施行に必要な限度において、組合員等が行う第3条各号に掲げる工事について、工事現場に立入り、質問し、または完成済の工事について必要な調査を行うことができるものとして、組合員等はこれに協力しなければならない。

(組合員の承諾)

第8条 占有者が第3条各号に掲げる工事を実施する場合には、第4条各号に掲げる書類の他、その住宅の組合員の承諾書を理事長に提出しなければならない。

(規定外事項)

第9条 本細則に定めのない具体的事項については、理事長の指示に従うこととする。

(細則の改廃等)

第10条 本細則の改廃は、総会の決議を得るものとする。

附 則

(効力発生)

第1条 本細則は、規約発効の日から施行する。

専有部分営繕工事・内装工事実施に関する承認願

平成 年 月 日
(管理者) グランシエロ志木アールコート管理組合 理事長 殿

(区分所有者又は居住者)

_____ 号室

氏名 _____ ㊞

この度、グランシエロ志木アールコート _____ 号室の専有部分につき、下記のとおり内装工事を実施したく、管理規約及び使用細則の規定に基づきお届け致しますので、承認をお願い致します。

なお、工事に際しては規約並びに本細則の各条項を遵守することを誓約するとともに、万一本工事中又は完了後にトラブルが発生した場合には、当方の責任において解決することと致します。

記

1. 工事内容 : _____

2. 工事場所 : _____

3. 工事期間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4. 施工業者 : _____ TEL (_____)

担当者名 _____

5. 添付書類 : (1) 理由書 (2) 設計図 (3) 仕様書 (4) 工程表
(5) その他 (_____)

承認書

上記届出に関し、承認致します。

*条件 : 有 (別紙) ・ 無

*工事が完了した場合は、管理組合に連絡すること。

平成 年 月 日
グランシエロ志木アールコート 管理組合理事長 ㊞

駐 車 場 使 用 細 則

グランシエロ志木アールコート管理規約の規定（以下「規約」という）に基づき、本マンション駐車場（以下「本駐車場」という）を円滑かつ有効に利用することを目的として、次のとおり駐車場使用細則（以下「本細則」という）を定める。

（使用者の資格）

第1条 本駐車場を使用することができる者（以下「使用者」という）は、原則として本マンションに居住する区分所有者又は占有者とする。

（使用契約）

第2条 使用者は、別に定める駐車場使用契約を管理組合と締結するものとし、原則として1住戸1台とする。

（使用申込及び、使用者の決定）

第3条 駐車場の使用希望者は管理組合に対し、駐車場の使用申込をするものとし、使用希望者の中から公開抽選等により、使用者と使用場所を決定するものとする。空き駐車場が生じた場合、掲示等により使用希望者を募り公開により抽選等によって、使用者を決定する。

2. 駐車場使用場所の変更を希望する者は、駐車場使用区画移動希望届を管理組合に提出すること。

（使用の特例）

第4条 管理組合は、使用者を決定した後において、本駐車場に空き駐車場がある場合には、2台目以上の使用を希望する区分所有者又は占有者に対して2台目以降の使用を認めるものとする。

2.前項においても使用者がいない場合は、総会決議をもって、第三者が使用できるものとする。

3.駐車場未使用組合員が1台目の使用を希望した場合、第1項、2項、の使用者は、2ヶ月の予告期間をもって解約することに異議を申し立てることなく、当該駐車場を明け渡さなければならない。解約対象になる使用者の順位は、まず第2項による使用者、次に第1項による占有者、次に区分所有者とする。尚、条件として最多契約をしている使用者、次に契約期間の長いものから順次解約するものとし、同一条件の場合には管理組合の定める方法にて決定するものとする。

（契約車輛）

第5条 駐車を認める車輛は、あらかじめ指定された本駐車場に収容可能な車

輻に限るものとする。

(譲渡、転貸の禁止)

第6条 専有部分を第三者に譲渡又は貸与したときは、本駐車場に関する権利は消滅し、直ちに管理組合へ明け渡さなければならない。

(使用料の支払)

第7条 使用者は、別表第3-2に定める使用料を所定の方法により管理組合に支払うものとし、当該使用料は一般会計又は積立金会計等へ充当する。

(使用料の決定及び変更)

第8条 使用料は、施設の改善又は一般物価の変動等により、管理組合が必要と認める場合、管理組合総会の決議により改正することができる。

(使用者の責任)

第9条 使用者は、使用場所を自己の責任において管理するものとし、自然災害に起因する豪雨時の機械式駐車場地下部分における冠水事故、車輛の破損、盗難、駐車中の事故及び他の車輛、人身事故等の損害及び賠償を管理組合へ請求することはできない。

(保管場所使用承諾書発行)

第10条 保管場所使用承諾書の発行は、管理組合が行うものとする。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理組合の指示並びに場内標識に従うこと。
- (2) 取扱い説明の操作順序を守ること。
- (3) 使用者は管理組合へ車輛の種類、登録番号その他管理組合が必要とする事項を届け出なければならない。
- (4) 必要以上にエンジンを高速回転させたり、警笛を鳴らしたり、騒音を発生させないこと。特に深夜、早朝の車の出し入れにあたっては、他人の迷惑にならないよう静かな運転を心掛けること。
- (5) 施設の破損又は汚損したときは直ちに管理組合に連絡し、その指示に従うこと。又、駐車場内での洗車等他の迷惑となる行為をしないこと。
- (6) ガソリンその他の危険物等、いかなる物品も駐車場に置かないこと。
- (7) 本駐車場を現状のまま使用すること。又、理由の如何を問わず本駐車場の施設、設備に変更を加えてはならないこと。但し、車止めについては以下条件を満たす場合は許可することとする。
 - ・ 移動希望者の自己責任、自己負担にて個人での対応とする
 - ・ 解約時等、原状復旧まで責任を持って行うこと
 - ・ 依頼先は機械式駐車場点検業者のみとすること

- ・これらの対応について起因する一切の不具合、事故、トラブル等
 に関しても自己の責任において対応、解決を図ること
 - ・管理組合に届出を行い、承認を得ること
- (8) 本マンション内では歩行者優先、徐行を徹底すること。
- (9) 本駐車場においては入庫許容寸法が定められており、車種によっては入庫が出来ない場合があること。又、使用者は予め許容寸法を確認したうえで使用すること。
- (10) 機械式駐車場の場合、道路が冠水するような大雨時には、地下ピットに雨水が浸入し車両が水没する恐れがあるため、対象区画の利用者は自己の責任において安全な場所に車両を移動させること。
- (11) 管理組合は、大雨時の対策として駐車場利用者を駐車場管理者と決め緊急連絡網等作成することができること。
- (12) 埼玉県生活環境保全条例により、地域内のアイドリングは禁止されていること。

＊ 注意事項

特殊なスポーツカーやキャリア等の附属物を装着している車輛及び改造車等は、入庫許容寸法内であっても入庫できない場合があることを了承すること。又、機械式駐車場においては操作盤表示の重量は車輛全体の重量に加え、燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載した状態（スペアタイヤ・工具類を除く）での重量を表示していること。

※車輛寸法表

種類	位置	台数	全幅(mm)	全長 (mm)	全高 (mm)	重量 (Kg)
平置	——	2	2,500	5,000	——	——
来客用	——	2	2,500	5,000	——	——
機械式	地上1段	63	1,850	5,050	2,000	2,000
	地下1段	63			1,550	
	地下2段	63			2,000	

(契約の解除)

第12条 使用者が使用料の支払を1ヶ月以上怠った場合、管理組合は何らかの通知、催告を要せずして直ちに駐車場使用契約を解除することができる。その場合、使用者は駐車場を明け渡すものとする。但し、契約の解除は理事会決議によって行うものとする。

(規定外事項)

第13条 本細則に定めのない具体的事項については、理事長の指示に従うこととする。

(細則の改廃等)

第14条 本細則の改廃は、総会の決議を得るものとする。

附 則

(効力発生)

第1条 本細則は、規約発効の日から施行する。

駐 車 場 使 用 契 約 書

グランシエロ志木アールコート管理組合（以下「甲」という。）と、_____号室_____（以下「乙」という。）とは、グランシエロ志木アールコートの駐車場の使用に関し、次の通り契約を締結する。

（駐車場の位置指定）

第1条 甲は、その管理にかかわる駐車場指定位置No._____（以下「駐車場」という）を乙の後記表示自動車の駐車を目的として、乙に使用させる。

（駐車場使用料）

第2条 駐車場使用料は、月額_____円とする。

2. 乙は、本契約締結に伴い前項使用料を、所定の方法により甲に支払うものとする。

3. 物価水準の変動等の理由により、第1項の使用料が不相当となったときは、甲はこれを相当な額まで改定することを請求することができる。

4. 契約時の使用料が1ヶ月未満の場合は日割り計算とする。

5. 解約時の使用料の返還は、日割り計算とする。

（契約の解除）

第3条 乙は次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何らかの通知、催告を要せずして直ちに本契約を解除することができる。その場合は乙は駐車場を明渡すものとする。

（1）使用料の支払を1ヶ月以上怠ったとき

（2）本契約の各条項もしくは「グランシエロ志木アールコート駐車場使用細則」に違反し、又は本駐車場の管理に関する甲の指示、注意等に違反したとき。

（3）2台目以降等の使用者は、上記1項・2項に係わらず駐車場使用細則第4条の規定により甲から解約の申し出を受けた場合は、異議申立てをせず明け渡なければならない。

（駐車場使用細則の遵守及び車輛変更の届出）

第4条 乙は、駐車場を使用するにあたって、別に定める「グランシエロ志木アールコート駐車場使用細則」ならびに甲の指示を誠実に遵守するものとする。

2. 乙は後記「自動車の表示」に変更が生じたときは、速やかに甲に届け

出なければならない。

(免責事項)

第5条 甲は、天災地変、盗難、損傷、その他甲の責に帰すべからざる事故等によって乙が被った損害に対し賠償の責を負わない。

(損害賠償)

第6条 乙又は乙の代理人、使用運転手、その他関係人が、故意又は過失により駐車場又は他の自動車その他施設等に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償する責を負う。

(契約期間及び更新)

第7条 本契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

2. 乙は、前項の使用期間満了前でも1ヶ月前に予告して本契約を解約することができる。

3. 第1項の使用期間の満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何らの申し出がないときは、本契約は1年間同一条件をもって更新されるものとし、その後も同様とする。

(契約外事項)

第8条 本契約ならびに「駐車場使用細則」に定めのない事項については甲、乙誠意をもって協議し決定する。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 グランシエロ志木アールコート管理組合

印

乙 グランシエロ志木アールコート 号室
氏名

印

自 動 車 の 表 示	
車 名	
ナンバープレート番号	

グランシエロ志木アールコート 来客用駐車場使用細則

グランシエロ志木アールコート管理規約（以下「規約」という）規定に基づき、次のとおりグランシエロ志木アールコート来客用駐車場使用細則（以下「本細則」という）を定める。

（来客用駐車場の管理及び運営）

第1条 来客用駐車場の管理及び運営は、管理組合がこれを行う。

（使用者）

第2条 来客用駐車場を使用することができるのは、次の各号に掲げる者に限られる。

（1）グランシエロ志木アールコートの居住者又は占有者（以下「居住者」という）への来訪者

（2）その他理事長が特に許可を与えた者

（使用申込時期）

第3条 来客用駐車場の使用申込時期は、1ヶ月前の午前9時から出来るものとする。

（使用上の遵守事項）

第4条 来客用駐車場の使用を希望する者は、前条第1項の期間内に管理事務室に届け、使用証の記載事項を記入する。

2. 来客用駐車場使用証（以下「使用証」という）を受領し、駐車中は自動車のダッシュボードなど外部から見やすい位置に使用証を掲出しなければならない。

使用証には、使用日、使用時間、使用者氏名のほか、使用中の連絡先を明示しなければならない。

3. 居住者は、自己の住戸への訪問者（専有部分の補修等のため来訪する者を含む）に本使用細則の内容を知らせてこれを遵守させなければならない。

（管理上における使用方法）

第5条 来客用駐車場の使用は、共用部分等の管理上必要な業務を遂行する者の使用は無償とする。

（使用料）

第6条 使用料は、1時間100円とし、1回の使用時間の上限は24時間とする。

但し、総会の決議により変更することができる。なお、当該使用料は、

一般会計または積立金会計等に充当する。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理組合の指示並びに場内標識に従うこと。
- (2) 必要以上にエンジンを高速回転させたり、警笛を鳴らしたり、騒音を発生させないこと。特に深夜、早朝の車の出し入れにあたっては、他人の迷惑にならないよう静かな運転を心掛けること。
- (3) 施設の破損又は汚損したときは直ちに管理組合に連絡し、その指示に従うこと。又、駐車場内での洗車等他の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) ガソリンその他の危険物等、いかなる物品も駐車場に置かないこと。
- (5) 本駐車場を現状のまま使用すること。又、理由の如何を問わず本駐車場の施設、設備に変更を加えてはならないこと。
- (6) 本マンション内では歩行者優先、徐行を徹底すること。
- (7) 本駐車場においては入庫許容寸法が定められており、車種によっては入庫が出来ない場合があること。又、使用者は予め許容寸法を確認したうえで使用すること。
- (8) 埼玉県生活環境保全条例により敷地内のアイドリングは禁止されていること。

(違反行為)

第8条 来客用駐車場の使用において、本使用細則等に反する行為があった場合は、管理組合はその行為をした者に対して一定期間来客用駐車場使用を禁止することができる。

(免責事項)

第9条 管理組合は、天災地変、盗難、損傷、その他管理組合の責に帰すべからざる事故等によって使用者が被った損害に対し賠償の責を負わない。

(規定外事項)

第10条 本細則に定めのない事項については理事長の指示に従うものとする。

(改廃)

第11条 本細則の改廃は、総会の決議を得るものとする。

附 則

(効力発生)

第1条 本細則は、規約発効の日から施行する。

洗 車 ス ペ ー ス 使 用 細 則

グランシエロ志木アールコート管理規約（以下「規約」という）規定に基づき、次のとおりグランシエロ志木アールコート洗車スペース使用細則（以下「本細則」という）を定める。

（洗車スペースの管理及び運営）

第1条 本施設の管理・運営は、管理組合が行うものとする。

（使用者の資格等）

第2条 本施設の使用は、区分所有者又は占有者を対象とする。

（使用申込・使用時間・使用料・使用料の帰属先）

第3条 洗車スペース使用者は、使用申込書を管理事務室に提出の上、先着順にて利用できること。なお、洗車スペース利用時間は 9:00～17:00 とする。

2. 洗車スペースの使用料は 1 時間 100 円とする。尚、1 回の使用時間上限は 1 時間とする。当該使用料は一般会計又は積立金会計等に充当する。

（管理上の注意）

第4条 水道代は管理費より充当する。水道使用の際は節水にこころがけること。

2. 洗車スペースは洗車をするために使用し、洗車が終了したら速やかに場所をあけ、駐車場としての使用はしないこと。

3. 洗車以外の使用はしないこと。

（禁止事項）

第5条 使用者は、他の居住者及び近隣居住者等に迷惑をかけたり、公序良俗に反する行為をしてはならない。

（規定外事項）

第6条 本洗車スペース使用細則に定めのない事項については、理事長の指示に従うものとする。

附 則

第1条 本洗車スペース使用細則は管理規約発行の日から施行する。

自 転 車 置 場 使 用 細 則

グランシエロ志木アールコート管理規約（以下「規約」という）の規定に基づき、次のとおり、自転車置場使用細則（以下「本細則」という）を定める。

（自転車置場の管理及び運営）

第1条 自転車置場の管理及び運営は、管理組合が行う。

（使用者）

第2条 自転車置場を使用できる者は、区分所有者又はその占有者で、自転車の所有者に限る。

（使用申込及び使用者の決定）

第3条 自転車置場の使用希望者は、管理組合に対し、自転車置場の使用申込をするものとし、原則 1 住戸 2 台とする。置き場所は、公開抽選等により決定する。空き自転車置場が生じた場合、掲示等により使用希望者を募り公開により抽選等によって使用者を決定する。

（使用の特例）

第4条 管理組合は、使用者を決定した後において、尚、自転車置場に空き台数のある場合には、3 台目以上の使用を希望する区分所有者及び占有者に対して公開抽選等により 3 台目以上の使用を認めるものとする。

2. 前項により 3 台目の使用を認められた使用者は、自転車置場未使用組合員が 1 台目もしくは 2 台目の使用を希望した場合、2 ヶ月の予告期間をもって解約することに異議を申し立てることなく、当該自転車置場を明け渡さなければならない。

尚、解約対象になる自転車置場については、まず、最多台数を利用してある使用者とし、同一条件の場合には公開抽選により決定するものとする。

（使用料）

第5条 自転車置場使用者は、別表第 3 - 2 に定める使用料を、所定の方法により管理組合に支払うものとし、当該使用料は一般会計又は積立金会計等に充当する。尚、1 ヶ月未満の使用料については日割り計算とする。

（自転車置場使用ステッカー）

第6条 管理組合は、使用者に対して自転車置場使用ステッカーを各自転車ごとに配布する。但し、配布時期については、管理組合が別に定めるものとする。

2. 前項の自転車置場使用ステッカーの配布を受けた者は、自転車の後部

の所定の位置に貼るものとする。

(自転車の管理責任)

第7条 自転車置場使用者は、自転車置場の使用にあたり、必ず指定された場所に自転車を収容し施錠を充分に行うなど、自転車の管理責任は各人が負うものとし、他の使用者に迷惑のかかる行為をしてはならない。

(使用の取消)

第8条 理事長は、自転車置場使用細則を遵守しない使用者に対して、その使用を取り消すことができる。

(解約)

第9条 自転車置場使用者は、1ヶ月前に予告をして解約することができるものとする。

(契約の解除)

第10条 自転車置場使用者が本マンションの区分所有者又は占有者でなくなった時は、この契約は解除となるものとする。

2. 使用者が下記各号にいずれかに該当するときは、甲は乙に対して何等の通知催告を要しないで、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 使用料の支払を1ヶ月以上怠ったとき。

(2) 自転車置場の管理上秩序を乱したとき、又は乱すことが明らかなき。

(3) その他本契約各条項の一つにでも違反したとき。

(遵守事項)

第11条 使用者は自転車置場の使用にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと。

(2) 駐輪にあたっては、常に整理整頓を心がけること。

(3) 施設器具等を汚損破損せしめたときは、直ちに管理組合に連絡し、その指示に従うこと。

(4) 自転車置場には、指定の車両以外、いかなる物品も置かないこと。

(5) 自転車置場には、いかなる工作、構築も行わないこと。

(6) その他、管理組合において告示する事項。

(免責事項)

第12条 管理組合は、天災地変、盗難その他の事由の如何を問わず、使用者がその車両その他につき被った損害の責を負わないものとする。

(規則等の遵守義務)

第13条 使用者は本規則の各条項に定められた事項等を遵守しなければならない。

(禁止事項)